破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５６号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目21番４号
破産者　アーチー株式会社
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５７号
千葉県船橋市北本町２丁目64番２棟102号
破産者　山口　　晟
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２４３号
千葉県我孫子市岡発戸1513番地
破産者　根本　貴浩
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１６号
大分市大字田尻949番地の５
破産者　株式会社ＡＬＡＨＯＵＳＨＩ
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
群馬県太田市世良田町3201番地１
破産者　株式会社イスズテックス
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３３号
群馬県太田市阿久津町172番地３
破産者　株式会社ファーストケミカルジャパン
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１３８号
群馬県太田市東新町26番地２
破産者　須田　哲夫
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１５１号
川崎市川崎区東田町11番地26三起ビル東田３Ｆ
破産者　Ｋａｌａｋｕｔａ　Ｒｅｐｕｂｌｉｃ合同会社
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４１７号
愛知県春日井市高蔵寺町北３丁目11番地ＪＲ高蔵寺駅アスティ高蔵寺
破産者　有限会社アイケイフーズ
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字午池57番地３
破産者　株式会社大地クリエイト
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
三重県松阪市田原町256番地６
破産者　米倉　明夫
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４０７６号
大阪府枚方市高田２―45―５―106　加藤喜美方、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市東香里元町10番４号
破産者　株式会社元気もっと（旧商号合資会社元気もっと）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４３６号
大阪市中央区高麗橋１―３―２　メゾン高麗橋806号室、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿１丁目30番８号
破産者　株式会社バウモバイル
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１７号
大阪市鶴見区安田３丁目12番11号
破産者　株式会社スクリーンクラフト
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３２号
大阪府東大阪市水走１丁目８番５号
破産者　株式会社東昇プラスチック
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８０号
大阪市北区南森町１―３―29、商業登記簿上の本店所在地大阪市鶴見区今津北１丁目８番33―702号
破産者　有限会社ネットワーク友
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９３号
大阪府東大阪市足代３丁目３番10号
破産者　株式会社アクセス21
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３号
堺市東区西野537番地13
破産者　有限会社甲工業
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
大阪府河内長野市西之山町20番15号ビューハイツ107
破産者　株式会社共同珈琲
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
神戸市西区北山台３丁目１番１号
破産者　メディカル興産株式会社
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県丹波市青垣町小倉774番地の１
破産者　株式会社板谷工務店
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１１７７号
東京都八王子市台町４丁目43番Ｂ―309号ローズハイツ八王子
破産者　角田　洋子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部